

日本通運株式会社新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

第1章 総則

1. 計画の目的

この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）第9条第1項の規定に基づき、日本通運株式会社における新型インフルエンザ等対策の実施に資することを目的とする。

2. 基本方針

新型インフルエンザ等の発生時において、特措法その他の法令、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下、「政府行動計画」という。）、国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画及び本計画に基づき、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、会社の業務に関する新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

3. 計画の運用

本計画の想定は、政府行動計画に基づく想定とし、次のとおりとする。

- A. 国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- B. ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等（学校、保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時には従業員の最大40%が欠勤する。

4. 用語の定義

この計画において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- A. 新型インフルエンザ等
感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。
- B. 新型インフルエンザ等対策
特措法第15条第1項の規定による政府対策本部（以下、「政府対策本部」という。）が設置された時から第21条第1項の規定により政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。
- C. 新型インフルエンザ等緊急事態措置
特措法第32条第1項の規定による新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時から同条第5項の規定による新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置をいう。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

1. 新型インフルエンザ等対策委員会の配置

- A. すべての支店および本社に、それぞれ新型インフルエンザ等対策委員会（以下、「委員会」

という)を置く。

- B. 委員会は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、情報収集、用品の備蓄と保全、従業員教育とその家族の啓蒙を行う。
- C. 委員会は、職制に定める指示命令系統にしたがって指導を行うと共に、活動状況および決定事項等を適宜報告するなど、円滑に内部連携を図らなければならない。また、近隣の他支店が管轄する委員会との情報交換を行うなど、日常活動において相互に連携を図らなければならない。

2. 新型インフルエンザ等対策委員会の構成

- A. 委員会は、委員長、副委員長、社内委員ならびに社外委員をもって構成する。
- B. 委員長は、本社の委員会においては社長、支店の委員会においては支店長とする。
- C. 副委員長は、本社においては管理本部長、営業本部長とし、支店においては委員長が指名した者とする。
- D. 委員長に事故があるときは、副委員長が委員長を代行する。
- E. 社内委員は、本社の委員会においては取締役、執行役員、常務理事および顧問、部長、事業部長、専任部長のうちから、支店の委員会においては、副支店長、部長、次長、課長、調査役、および営業所長もしくは事業所長のうちから、それぞれ委員長が任命する。
- F. 社外委員（医師をはじめとする医療関係者および労働組合役員等）は、委員長が任命する。
- G. 委員会の事務を処理するため、事務局を置く。本社においては総務・労働部が、支店においては総務部門もしくは管理部門がこれにあたる。

3. 新型インフルエンザ等対策統括本部および対策本部の設置

- A. 本社委員会の委員長は、政府対策本部の設置が公示され、国土交通省新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合は、新型インフルエンザ等に対する全社を挙げた会社対応を行うため、本社の新型インフルエンザ等対策委員会を新型インフルエンザ等対策統括本部（以下、「統括本部」という。）に切り換える。
- B. 本社委員会の委員長は、前項の規定に関わらず、全社での新型インフルエンザ等対策を行う必要があると認める場合は、本社委員会を統括本部に切り換えるよう指示をすることができる。
- C. 支店委員会の委員長は、統括本部が設置された場合、速やかに委員会を新型インフルエンザ等対策本部（以下、「対策本部」という。）に切り換える。

4. 新型インフルエンザ等対策統括本部の構成

統括本部の構成員は、別表第1のとおりとする。ただし、統括本部長に事故がある場合は、別表第1に定めた統括本部副部長の記載順位により、副部長が代行する。

5. 新型インフルエンザ等対策本部の構成

- A. 対策本部長は、原則として、支店委員会の委員長をもって充てる。ただし、委員長に事故がある場合は、副委員長が対策本部長を代行する。
- B. 対策本部長は、各支店委員会の委員を、1つまたは複数の対策班長に任命する。
- C. 各対策班のメンバーは、対策班長が任命する。

6. 統括本部長等の任務

統括本部長、統括本部副部長、各対策班および事務局の任務は次のとおりとする。

- A. 統括本部長は、統括本部を総括する。
- B. 統括本部副部長は、統括本部長を補佐する。
- C. 各対策班を構成する班長およびメンバーは、統括本部における決定事項を実施し、その状況等を統括本部に報告する。
- D. 事務局は統括本部の運営を総括する。

7. 情報収集及び共有体制

平素から、国内外の新型インフルエンザ等に変異する恐れがある感染症の対応状況や医療体制等に関する情報について、国、地方公共団体、世界保健機関から情報を入手する体制を整備し、発生時においては、その情報を早急に従業員に周知する体制を確保する。

8. 統括本部の解散

- A. 統括本部長は、政府対策本部の廃止が国会に報告された場合には、統括本部を解散する。
- B. 統括本部長は、第2章3. B項に基づき統括本部を設置した場合、統括本部で協議する必要がないと判断した時は、統括本部を解散する。
- C. 統括本部が解散された後において、新型インフルエンザ等への対応に関し協議する必要が生じた場合は、委員会において協議する。

9. 関係機関との連携

平時から新型インフルエンザ等対策に関する業務（以下「新型インフルエンザ等対策業務」という。）を実施するうえで不可欠となる関係事業者等と発生時における連携等について協議する。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

1. 業務内容及び実施方法

- A. 第1章3項の想定を踏まえ、新型インフルエンザ等対策業務として、貨物の運送等の業務を適切に実施する。
- B. 国及び地方公共団体から食料等の緊急物資の運送の要請があった場合は、適切に実施できる体制を確保する。

2. 戦力計画

あらかじめ定める戦力計画に基づき、新型インフルエンザ等対策業務を適切に実施する。

3. 感染対策の検討及び実施

従業員等に対して新型インフルエンザ等の症状のある者が乗車しないこと、マスク着用等咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用及び不要不急の外出の抑制の呼びかけに努めるものとする。

第4章 その他

1. 教育及び訓練の実施

- A. 平素から正しい知識を習得し、従業員へ周知に努め、的確な新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるように訓練の実施に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する新型インフルエンザ等対策業務についての訓練へ参加するように努めるものとする。
- B. 新型インフルエンザ等対策とその他訓練について共通の措置がある場合には、必要に応じて新型インフルエンザ等対策業務についての訓練とその他訓練とを有機的に連携させるように配慮するものとする。

2. 計画の見直し

- A. 適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合には変更するものとし、変更を行った場合は、軽微な変更である場合を除き、国土交通大臣を經由して内閣総理大臣に報告し、及び関係都道府県知事に通知するとともに、その要旨の公表を行う。
- B. 前項の計画の変更に当たり、必要があると認める場合は、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

別表第 1

新型インフルエンザ等対策統括本部の組織

対策統括本部長	社長
対策統括本部副部長	副社長（管理本部長） 副社長（営業本部長）
対策班	<p>総務対策班 総務・労働部担当役員〔班長〕 海外企画部担当役員 経営企画部担当役員 総務・労働部長、経営企画部長、CSR部長、国内事業本部長</p> <p>通信・情報対策班 IT推進部担当役員〔班長〕 IT推進部長</p> <p>広報対策班 広報部担当役員〔班長〕 広報部長</p> <p>経理対策班 財務部担当役員〔班長〕 財務部長、不動産開発部長、監査部長</p> <p>輸送対策班 自動車企画部担当役員〔班長〕 業務部担当役員 通運部担当役員 通運部長、自動車企画部長、業務部長</p> <p>顧客対策班 営業本部および国際事業本部各部担当役員〔うち班長1名〕 営業企画部長、営業戦略部長、GLS部長、営業第一部長、 営業第二部長、営業第三部長、公用営業部長、エコビジネス部長、 引越営業部長、小口貨物営業部長、警備輸送事業部長、 重機建設事業部長、航空事業部長、海運事業部長、美術品事業部長、 海外企画部長</p>
事務局	総務・労働部